（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第三条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百三十九　地方税共同機構

第四十三条第二項に次の一号を加える。

百二十三　地方税共同機構

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第四条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条に次の一号を加える。

百十　地方税共同機構

第四十三条第七項に次の一号を加える。

百六　地方税共同機構

（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令の一部改正）

第五条　国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「地方住宅供給公社」の下に「、地方税共同機構」を加える。

（独立行政法人等登記令の一部改正）

第六条　独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表地方公務員災害補償基金の項の次に次のように加える。

地方税共同機構	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の一部改正）

第七条　公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

百九　地方税共同機構

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令の一部改正）

第八条　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「地方職員共済組合」の下に「、地方税共同機構」を加える。

（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令の一部改正）

第九条　地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号）附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令（平成二十年政令第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

（地方税法施行令の適用の特例）

第八条の二　法第二十一条の二の規定により地方団体の徴収金とみなされた地方法人特別税並びに地方法人特別税に係る延滞金及び加算金についての地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の五の二の規定の適用については、同条第三号中「事業税」とあるのは、「事業税及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなお効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税」とする。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第十条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

八十九　地方税共同機構

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方税法施行令の目次の改正規定（「第五十八条」の下に「・第五十九条」を加える部分を除く。）、同令第五十七条の二の改正規定及び同令第五章を同令第六章とし、同令第四章の次に一章を加える改正規定並びに第九条の規定　平成三十一年十月一日

二　第一条中地方税法施行令第十八条及び第十九条の改正規定、同令第二十条の二を同令第二十条とし、同令第二十条の二の二を同令第二十条の二とし、同令第二十条の二の三を同令第二十条の二の二とし、同令第二十条の二の四を同令第二十条の二の三とする改正規定、同令第二十条の二の五の改正規定、同条を同令第二十条の二の四とする改正規定、同令第二十条の二の六の改正規定、同条を同令第二十条の二の五とする改正規定、同令第二十条の二の七を同令第二十条の二の六とし、同令第二十条の二の八を同令第二十条の二の七とする改正規定、同令第二十条の二の九の改正規定、同条を同令第二十条の二の八とする改正規定、同令第二十条の二の十の改正規定、同条を同令第二十条の二の九とする改正規定、同令第二十条の二の十一を同令第二十条の二の十とし、同令第二十条の二の十二を同令第二十条の二の十一とし、同令第二十条の二の十三を同令第二十条の二の十二とする改正規定、同令第二十条の二の十四の改正規定、同条を同令第二十条の二の十三とし、同条の次に一条を加える改正規定、同令第二十一条の二の二の改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条の規定　平成三十二年一月一日

三　第一条中地方税法施行令第六条の九の二第二項第三号及び第四号、第二十五条、第二十七条第一項第一号、第三十二条の二第一項第一号、第三十二条の三第一項第一号、第三十三条の三第二項第一号イ並びに第三十四条第二項の改正規定並びに同令附則第六条の二に一項を加える改正規定並びに附則第八条（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）第三十二条第七項第一号の改正規定に限る。）の規定　平成三十二年四月一日

四　第一条中地方税法施行令第三十九条の九の二第四項及び第五十三条の二第四項の改正規定並びに附則第四条及び第六条の規定　平成三十二年十月一日

五　第一条中地方税法施行令第七条の二第二項、第七条の三第二項、第七条の四の二第一項第一号、第七条の十三第一項、第四十六条の二第二項、第四十七条の三第一号及び第四十八条の六第一項の改正規定並びに次条及び附則第五条の規定　平成三十三年一月一日